

## 随意契約締結の報告について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」及び「伊丹市入札結果等の公表に関する要綱」に基づき、工事請負契約及び工事に係る測量・調査・建設コンサルタント等の委託業務契約について、随意契約を行った契約の内容について公表します。なお、案件の詳細につきましては、下記担当課にお問い合わせください。

|                |  |
|----------------|--|
| 1. 契約件名        | 令和4年度 伊丹市演劇ホール清掃 Gondola 修繕工事  |
| 2. 契約の相手方      | 日本ビソー株式会社 本設 Gondola 大阪支店  |
| 3. 契約相手方所在地    | 大阪府大阪市此花区西島5-8-30  |
| 4. 履行場所        | 伊丹市伊丹2丁目4番1号（伊丹市立演劇ホール）  |
| 5. 業務の概要       | 伊丹市立演劇ホールに設置している清掃用 Gondola（日本ビソー株式会社製、型式：DT-170AFL）について、保守点検により判明した要修繕箇所について、整備等工事を行う。  |
| 6. 契約日         | 令和4年 10月 14日   |
| 7. 契約期間        | 令和4年 10月 14日 から  |
|                | 令和5年 3月 31日 まで   |
| 8. 契約金額（税込）    | 5,390,000 円  |
| 9. 根拠法令        | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  |
| 10. 契約相手方とした理由 | <p>Gondolaは、労働安全衛生法において「特に危険な作業を必要とする機械等」と位置づけられており、特に高い安全への配慮が求められている。</p> <p>当該 Gondolaは当社が製造・設置を行った設備である。当該設備に使用される部品類には当社が独自に設計・製造するものが含まれており、これらは当社以外では調達ができない。また、当該設備独自の構造を理解する当社以外には、安全に配慮した適切な修繕を実施することは不可能である。</p> <p>当社以外の事業者の判断により修繕作業を行った場合、以後生じた不具合について、製造者及び修繕事業者のいずれに責任の所在があるかを明確にすることが困難となることから、当社を契約相手方とした。</p> |
| 11. 担当課        | 都市活力部 まち資源室 文化振興課  |